

政令第 号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する

政令

内閣は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十九条及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号を削り、同項第三号中「光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条において同じ）」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう」に、「一枚」を「一個」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第九条中「フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスク」を「法第二十条第一項に規定する磁気

ディスク」に改める。

## 附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

## 理 由

情報技術の進展に対応して、特定化学物質の排出量及び移動量の開示の実施に係る手数料について、全ての電磁的記録媒体による開示の実施に対応したものに改める等の必要があるからである。